

○公 告

次のとおり入札後審査型一般競争入札に付する。

平成29年12月14日

愛媛県立今治工業高等学校長 西岡 誠

入札後審査型一般競争入札公告個別事項

入札に付する事項	工事名	今工高第2号 今治工業高校多目的校舎新築工事	
	工事場所	愛媛県今治市河南町一丁目1番36号	
	工事概要	多目的校舎新築工事 構造：鉄骨造、階数：平屋建、延面積：180.00㎡（20.0m×9.0m） その他付帯工事、電気設備工事共	
	工期	平成30年3月23日まで	
	予定価格	36,290,160円（33,602,000円（消費税及び地方消費税を除く。））	
入札参加資格	(1) 設計業務等の受託者	商号又は名称	株式会社 ぎの設計事務所
		住所（本社）	愛媛県今治市常盤町四丁目8番地18
	(2) 建設業許可	許可業種	建築工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本店等区分	本店
		本店等所在地	愛媛県東予地方局管内
	(3) 経営事項審査	建設工事の種類別	—
		その他（経審）	—
	(4) 格付け	格付け業種	建築一式工事
		格付け等級	A等級又はB等級
		その他（格付け）	—
	(5) 施工実績（過去15年間）	工事の種類等	愛媛県内における地上部の主たる構造が鉄骨造、コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上1階以上の階を有する建築物（倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。）に係る請負代金額500万円以上の建築主体工事（新築、増築、改築であるものに限る。）の施工実績があること。
		出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、共同企業体としての施工実績においては、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負代金額とみなす。）
	(6) 配置予定技術者の資格等及び従事経験（過去15年間）	種類	監理技術者又は主任技術者
		法令による資格・免許等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級若しくは二級建築士又は一級若しくは二級建築施工管理技士の資格を有すること。</li> <li>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（上記(2)に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習終了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。</li> </ul>
従事経験		上記(5)に掲げる要件をすべて満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人としての従事経験を含む。）を有すること。	

契約条項を示す場所及び問い合わせ先	担当部局	愛媛県立今治工業高等学校 事務課
	電話番号	(0898) 22-0342
	FAX番号	(0898) 22-6089
	電子メール	—
	住所	〒794-0822 愛媛県今治市河南町一丁目1番36号
日程等	入札説明書の掲載期間	平成29年12月14日（木）から平成29年12月27日（水）まで
	設計書等の貸与期間	平成29年12月14日（木）から平成29年12月27日（水）までの受付時間中
	入札説明書についての質問提出期間	平成29年12月15日（金）から平成29年12月20日（水）までの受付時間中
	質問に対する回答の公表期間	平成29年12月22日（金）から平成29年12月27日（水）まで
	申請書類の提出日時	平成29年12月27日（水） 午前8時20分から午後0時15分まで
	事前確認の日時	平成29年12月27日（水） 午後1時00分
	入札及び開札の日時	平成29年12月28日（木） 午前10時00分
	事前確認、入札及び開札の場所	愛媛県今治市河南町一丁目1番36号 愛媛県立今治工業高等学校 大会議室
	施工体制確認に係る調査資料の提出期限	(※調査基準価格を下回った入札を行った者のみ提出) 平成30年1月9日（火） 午後4時50分
	低入札価格調査資料の提出期限	
	総合評価値についての疑義照会期間	評価値を愛媛県立今治工業高等学校ホームページに掲載した日を起算日として2日（休日を含まない。）以内の受付時間中
	落札者の決定の期限	平成30年1月9日（火）（ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた又は評価値について疑義照会があった場合は、この限りでない。）
支払条件	前払金	請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内） なお、低入札価格調査に係る契約にあっては、前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の4に相当する額以内）
	部分払	中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、7回を限度とする。
	その他	ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 イ この公告の工事の入札は、入札書を持参しての紙入札方式による。 ウ この公告の工事は、簡易型総合評価落札方式（実績確認型（施工体制確認方式））の対象工事である。 エ この公告の工事の入札においては、低入札価格調査制度を適用する。 オ この公告の工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱の対象であり、入札日から落札決定日までの間に排除措置の期間がある者の入札は無効とする。 カ この公告の工事で、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定による主任技術者の兼任を予定している場合は、入札を行うまでに、現在、主任技術者として従事している工事の発注者から承諾を得ておくこと。

**注1** 入札参加資格について「—」が記入されている項目については、入札参加資格として設定しない項目である。

**注2** 上記の各期間について、「受付期間中」とは、休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時20分から午後4時50分までをいう。